

天然記念物と所有者——奈良県の二例にみる指定に至る経緯について

川 端 一 弘

日本科学史学会生物学史分科会 生物学史研究 No. 72 別刷

2003年12月

平成15年

天然記念物と所有者——奈良県の二例にみる指定に至る経緯について*

川端 一弘**

天然記念物制度（当時は紀念物の表記であるが、引用を除き記念物の表記に統一する）は大正8年4月9日史蹟名勝天然記念物保存法が成立して始まった。同年10月には、国の史蹟名勝天然記念物調査会が設置され、委員の選任が行なわれ指定にむけて作業が開始された。奈良県では大正10年3月9日奈良県史蹟勝地調査会地方委員に岡本勇治、岸田日出男（英夫を改名）⁽¹⁾等が依頼され、植物関係の天然記念物指定への作業が本格的にはじまった。

天然記念物制度については、現在の立場からの批評が、品田穰、吉岡邦二（1976）、沼田真（1994）、大沢雅彦（1998）等によりなされている。品田は天然記念物について、その語源から解きドイツにおける歴史的展開、日本における経緯を概略している。吉岡は植生に関する指定253件（特別天然記念物22件を含む）には、冷温帶林の指定が少ないことを述べている。沼田は「日本の天然記念物にまつわる大きな潮流のひとつは、巨樹名木思想であった。」と指摘し「強すぎる巨樹名木思想」と指定への片寄りを語っている。また「面的な天然記念物として植生があるが」それ等の指定は系統的でなく、行き当たりばったりであったとしている。大沢は歴史的展開を概略し、保護について論述している。

一方、現在の立場からの批評ではなく「しかし、歴史的な視角からは、また別の考察がなされるべきであろう。」と、天然記念物制度は「その時代の文脈に即して考えなくてはならない。」との立場で歴史的に検証した、篠田真理子（1999）、（2000）の研究がある。

この論においては、オオヤマレンゲと仏経ヶ岳原始林の二例の天然記念物指定に至る経緯を、その時代の歴史的な立場から検証したい。篠田（2000）が指摘した「調査報告が出され、価値が認められるだけで、即座にその植物・動物・地質鉱物が天然紀念物として指定されるわけではない。その所在地の地権者、利用権者その他の地域住民との交渉がまとまなければ、天然紀念物として指定したとしても保存の実効性は薄い。というのは天然紀念物に指定したからといってその土地が国有化されるわけではなく、毀損した場合の罰則はあるものの、天然紀念物の処遇は所有者に左右される部分が大きかったからである。」という指定と所有者の関係を、奈良県における実例を紹介したい。

* 2003年8月11日受理

** 〒631-0045 奈良市千代ヶ丘3-1-60

1 白井光太郎と奈良県の天然記念物

初期の奈良県天然記念物指定に白井光太郎が果たした役割は大きい。しかし、意外にこの事実は語られていない。北川尚史（1990）がみられるのみである。その理由は、一つには指定に至る経緯の資料が少なかったからでもある。白井が関与した案件は仏経ヶ岳原始林、仏生ヶ岳原始林（指定には至っていない）、オオヤマレンゲ自生地、シシンラン自生地、滝峠原始林（三重、和歌山両県にまたがる）である。

白井がこれらに関与することになった因は、白井自身が明治28年に吉野から大台ヶ原、小橡、前鬼、大峰山系から再び吉野山へ戻り、さらに高野山から小辺路を経て熊野へ向かった植物採集旅行（その行程は奈良県の山岳地帯をほぼ網羅している）を経験していたこと、吉野山保勝会の顧問となり、大正5年に吉野山保勝会主催の講演会において「吉野名山の保護に就て」の講演を行ったことがある。

吉野山での講演は自然保護、特に原始林保護を訴えたものである。これを契機として、まさに伐採が始まろうとしていた四日市製紙の大台ヶ原トウヒ林伐採問題に白井が関与することになる。四日市製紙の大台ヶ原トウヒ林伐採問題については、川端・篠田（2001）、川端（2002a）を参照されたい。このように白井は原始林保護の大切さを訴え、奈良県の天然記念物指定の最初の案件から関与していた。

オオヤマレンゲ、仏経ヶ岳原始林を天然記念物指定候補に推薦したのは、白井から多大の影響をうけた岸田日出男である（1933a）⁽²⁾。

オオヤマレンゲは、白井が明治28年の植物採集旅行において再発見したもので、そのためには白井は大峯山系のオオヤマレンゲには特に思い入れがあったようで、機会あるごとにオオヤマレンゲについて著作を残している。

2 オオヤマレンゲの歴史的背景

白井が残した著作をもとに本草学におけるオオヤマレンゲの歴史的背景を探ってみたい。

多くの本草書を蒐集し、博物学に造詣が深かった白井は、天然記念物指定（昭和3年2月7日指定）に際して「おほやまれんげに就て」（1928）の一文を著した。

此種の和州大峯山に多き事は旧時の本草家間には周知の事実なりしが如し。毛利梅園百花画譜に大山蓮花木蘭の一種別而和州大峯に出づ故に大山の名を得たりとあり。又紀州本草家畔田翠山の吉野群中物産志にも大山れんげ山上嶺、揚枝森に多し枝幹地に臥して老木となるあり夏枝頭に白花を開く心に淡紫のうつりあり此物天女花とす不穏雲南通に天女花花似玉蘭而白過之春始開香甚清逸と云。大山れんげは玉蘭の白色より劣り、香氣少しあれども香甚清逸と云に異なれり。天女花は雲南の名花一種の者也とあり。之を天女花に充てしは小野蘭山翁なり、其説花彙木部に出づ、左の如し。（中略）白井按するに大山れんげは

已に元禄八年版花壇地錦抄に其名を記載せられ古くより、園芸樹として培養せし故、培養種に重弁品を見るに至りしものにて、蘭山花葉の説は此重弁品を説きしが如し、弁品の好図は京都植物園藏宇田川榕庵自写草木図に見ゆ。大山れんげは其花稍点頭して開くものなるが、別にうけざき大山蓮花（学名略）と呼ぶ一種あり、此種は本邦自生なし。種樹家にて玉整と名けて盆栽とす、其花天を仰ひて開けり、支那の原産なり。本草図譜に或云延宝年中唐土より渡るとあるもの此種ならんか、（中略）白蘿が大山蓮花、紅蘿がうけざきおほやまれんげに当るに非ざる軟。（後略）

白井は本草書に記載されたオオヤマレンゲを網羅し、その品種にも考証が及んでいる。白井がいかにオオヤマレンゲに意を注いでいたかが理解できる。

オオヤマレンゲの名の初見は、白井が指摘したように伊藤伊兵衛三之丞（三代）の『花壇地錦抄』元禄8年（1695）に「大山蓮花 玉蘭花に同じ」とあるのが現存するものでは最初であるようだ。

伊藤伊兵衛政武（四代）の『地錦抄付録』享保18年（1733）には「唐土より渡り来る花木草花何れの時より渡りたるはしらず、正保年中以後来るものたりに記録す」とあり「延宝年中渡ル品々」のなかに「玉蘭花 今云大山蓮花」がある。「元禄年中来ル品々」には「天竺蓮花」とある。この「唐土より渡」るの記載であるが、北村四郎（1983）は「表題に“異国より渡り来る年記”とあるが、まれに日本西部のものも含まれている。」と指摘しており、日本にのみ野生する種や対馬、琉球を経たと考えられる種を挙げている。北村の指摘どおり、江戸近郊の園芸家伊藤伊兵衛政武が産地を正しく理解していたかには疑問がある。実際に唐土あるいは朝鮮から伝えられたのは「天竺蓮花」であろう。白井が指摘した「うけざきおおやまれんげ」、現種名オオバオオヤマレンゲが相当するのではないだろうか。

江戸時代半ばを過ぎると、毛利梅園が具体的に産地を記載し、オオヤマレンゲの名の由来を述べている。また幕末の紀州藩の本草家である畠田伴存は、生涯にわたり大峰山系を探索し、実見した植物の産地を具体的に記載している。オオヤマレンゲに関しては

大山レンゲ 山上懸、楊枝の森に多し、枝幹地に臥して老木となるあり。夏枝頭に白花を開く。心に淡紫のうつりあり。此物を天女花とすは穏やかならず。『雲南通志』に「天女花は玉蘭に似て、白さ之に過ぐ。暮春開き始め香は甚だ清遠」と云う。大山レンゲは玉蘭の白色より色劣り、香氣少しあれども清遠と云うに異なり。天女花は雲南の名花の一種の者也

としている。

ところが明治25年（1892）に来日した米国アーノルド樹木園の園長チャールズ・サージェントは、本州、北海道を巡り日本の自生樹木を調査を行いオオヤマレンゲの自生の発見につとめたが、見つけることができずに帰国した。そのためサージェントは帰国後『日本樹木』を著し、オオヤマレンゲは日本の自生品ではないと断言した。

サージェントが発見できなかったオオヤマレンゲであるが、アーネスト・サトウによりすでにそれらしい記録が残っている。アーネスト・サトウ編著・庄田元男訳『明治日本旅行案内』下巻(原本は明治17年刊)に「彌山はその最高地点も森林に覆われており、おもに梅の種類と、高所の樹木に混じって見られる、木蓮に属する樹木で構成されている。」とあり、また様の鼻(本文に縁ノ花とあるのは誤訳)より「さらに一マイル半程先が糸迦岳で、短いがきつい登りを経ると海拔およそ五六〇〇フィートの頂上に至る。山頂は珪長岩からなり、山の北側と南南東側から大変な急斜面で細い尾根が隆起している鋭い峰である。尾根は森林に覆われその低い部分には樺の森が広がり、上の方は矮小な針葉樹が古め木蓮が藪を作っている。」とある。記載されている位置と植生から「木蓮に属する」あるいは「木蓮」とあるものはオオヤマレンゲであることは明白であろう。アーネスト・サトウはオオヤマレンゲの名を知らなかったようである。またアーネスト・サトウが実体験にもとづいて彌山から糸迦ヶ岳への行程を記載したかは、アーネスト・サトウの明治12年大和旅行の行程からは疑問がある。

3 白井のオオヤマレンゲ再発見と天然記念物指定

明治28年(1895)7月14日より9月1日にかけて、駿河、遠州、大和、紀州へと二ヶ月ちかくの採集旅行を行った白井光太郎は、8月6日に前鬼を出発し糸迦ヶ岳頂上付近でオオヤマレンゲを発見し、さらに揚枝ヶ宿にて大きな群落を発見した。白井(1896)は

毛利石寿梅園百花画譜ニ曰ク「大山蓮花木蘭ノ一種別テ和州大峯ニ出ヅ故ニ大山ノ名ヲ得タリ」此説信ニ然リ。予本年実地ニ臨ミ、山中実ニ此木ノ多キニ驚ケリ、糸迦岳ト彌山トノ間ニテ糸迦岳ヲ去ル遠カラザル揚枝ノ森ト称スル辺ニテハ数町ノ間此木殆ンド純林状ヲナシ山谷ニ彌蔓シ壯観ナリ(後略)

と記している。オオヤマレンゲを発見し「此説信ニ然リ」と書いた白井の心情が読みとれる。

後年(1907)には、「今日は斯く困難はしたれども、又人知れぬ愉快なることもありけり、それは糸迦岳下なる揚枝ヶ宿といふ辺にて、大山レンゲの叢林を目撃せしが如き、其一なり」とその発見の喜びを率直に記している。

白井(1921)がサージェントのオオヤマレンゲ日本非自生説に触れたのは大正10年(1921)である。この一文は、奈良県より天然記念物指定申請が行なわれ、内務省より白井が調査を命じられ、その調査後に『史蹟名勝天然記念物』に掲載されたものであるが、白井の天然記念物調査報告そのものである。白井はサージェントのオオヤマレンゲ日本非自生説に触れたあと

氏にして一度吉野山中大山蓮花大群落の状を目撃せしならば決して此の如き説を発表せざりしならんと信ず。此大山蓮花群生地の如きは天然記念物保存地として宜しく指定保存せらるべき地域と思惟せらるなり。

とオオヤマレンゲの天然記念物指定に触れている。本草学、博物学のオオヤマレンゲの歴史的な背景を考慮すると、天然記念物指定は納得できるものであろう。

この時期にはすでにオオヤマレンゲが天然記念物指定の申請がなされていた(後述)。しかし、実際に指定されたのは、さらに年月を要し、昭和3年2月7日になって指定をうける。

前述した「おほやまれんげに就て」において白井は、サージェントがオオヤマレンゲ日本非自生説にいたる経緯を紹介しのち

然るに予は明治二十八年吉野連山を跋渉せし際此木の群生地を発見し、前説の反証を得たるを喜べり。此種の和州大峯山に多き事は旧時の本草家間には周知の事実なりしが如し。と本草研究の成果を交えて日本非自生説を批判している。末文には

尚今回指定の区域中永田藤兵衛氏私有地の一筆あり、氏の快諾を得て之を指定し得るは、学術上の美挙にして国家の為め感謝する所なり。

と加筆している。永田氏への最大限の白井の謝文であり、オオヤマレンゲに対する白井の特別な思いが読みとれる。それとともに、この末文には、オオヤマレンゲが天然記念物に指定されるまでの経緯が隠れている。

奈良県公文書(1925)には、各県から、天然記念物制度について各種の問い合わせが残されている。天然記念物制度発足の初期には、各府県とも具体的な運営について明確な判断基準を計りかねていた様子がうかがえる。そのなかに大正11年1月24日付の石川県から「天然記念物保護ニ関スル件照会」がある。奈良県の回答(2月14日施行)には「三、大台原山、仏生ヶ嶽等ニ於ケルたうひノ原生林、ししんらん、おほやまれんげ等ノ天然記念物ハ近々指定ノ運ヒニテ関係者ト折衝中ニ有之其区域ハ數十町歩ヨリ二百町歩ニ亘ルモノアリテ三ヶ所ノ見込ナリ」とある。

オオヤマレンゲは、大台ヶ原などとともに早くから申請はなされていたのである。奈良県の天然記念物に関して発表した白井(1921)の文には大台ヶ原の報告はない。大台ヶ原はすでに四日市製紙による伐採がなされており、そのために国の調査委員である白井の同意が得られなかつたものと思われる⁽³⁾。

だが、オオヤマレンゲはすぐには天然記念物指定に至らなかった。その理由は指定地の所有者の同意が得られなかつたためである。

昭和になりオオヤマレンゲ自生地は、ようやく永田藤兵衛の所有地において承諾を得ることができた。昭和3年に文部省からの通達により、奈良県庁は奈良県における史蹟名勝天然記念物に関する功労者を報告する。奈良県公文書(1928)「史蹟名勝天然紀念物調査保存功労者取調ノ件」には、功労者として永田藤兵衛の名前がみられる。その理由は、

三、事績 氏ノ所有林吉野郡天ノ川村「おほやまれんげ」ノ自生地ヲ天然記念物ニ指定ヲ交渉スルニ当リ進ンテ之カ愛護保存ヲ観迎シテ範ヲ地方ニ垂ル
とある。

永田家は代々永田藤兵衛を名乗っておられ、功労者たる永田藤兵衛は十四代にあたる。十三代藤兵衛は山上ヶ岳から瀧山方面の森林開発を行なったことで著名であるが、大正13年2月29

日に亡くなっている。

白井が望んでいたオオヤマレンゲ自生地の指定は、自身が初めて見た揚枝の宿付近を含めた地域であっただろう。白井（1929）は調査報告「オホヤマレンゲ自生地」の一文にその思いを残している。

予が廿八年に発見せし地点は、釈迦岳より彌山に至る途中楊子宿（ママ）附近にして、山の東側の斜面数町に亘り幅七八間、此木の老幹群生して、純林を成し直接天日に曝露して蕃成するの状頗る壯觀を呈せり。今回指定を行はんとする地点の者はタケカンバ、コハウチハカヘデ、ウラジロカンバ、シラベ等の樹下に群生するものにして、其状壯觀ならずと雖も、其群生の状を徵證するには充分の価値ありと信ず（大正十年八月調査）

オオヤマレンゲ自生地を天然記念物に指定できた喜びとともに、望んでいた揚枝の宿附近を指定地にできなかった一抹の無念を調査報告に残している。

奈良県の天然記念物の指定に至る経緯は、オオヤマレンゲの例にみられるように、所有者の同意が得られなかったものもあり、かならずしも順調なものばかりではなかった。所有者の同意を得るために、人々の自然保護、天然記念物に対する理解が必要である。同時に関係者の努力も必要である。オオヤマレンゲの天然記念物指定までには、保護思想啓蒙に努力した岡本勇治、岸田日出男、岩本武助たちの熱心な活動が背景にあったのである。この三者もまた功労者として名前が挙がっている。

4 仏経ヶ岳天然記念物指定に至る経緯

仏経ヶ岳原始林が天然記念物に指定される経緯は、文化庁に資料が残っている。その資料は原本ではなく、大正13年に仏経ヶ岳原始林天然記念物指定地が三国木材株式会社により伐採されようとし、上北山村の奥村助役より吉野郡役場の岸田日出男に連絡が入り、奈良県庁から内務省にその報告がされた。そのために当時の内務省が奈良県へそれまでの経緯の報告を求めたため（関東大震災のため資料が灰燼に帰したためであろう）、奈良県庁が資料を複写し内務省へ報告したものである。

仏経ヶ岳を天然記念物指定の候補に挙げたのは奈良県の調査委員の岸田日出男である。当時大峯山系は奥地まで開発が進み、仏経ヶ岳附近も三国木材株式会社によりすでに伐採が始まっていた。この伐採より原始林を守ろうとしたのが岸田の天然記念物指定候補地への推薦である。

奈良県より申請を請けた内務省は白井光太郎を調査に派遣した。大正10年9月1日来県した白井は11日までシンラン生育地と上北山村大字白川又並びに仏経ヶ岳、彌山（オオヤマレンゲ生育地）を調査した。この行程は岸田（1933b）に詳細がある。行程は、現在も登山ルートがなく、遭難の危険がともなう容易に近づけない険しいものである。白井は白川又の伐採された惨状を「大正十年九月 天然記念物調査ノ命ヲ蒙リ吉野山中白川又ニ至リシ時、伐木ノ状慘憺タルヲ見テ作之 白井光太郎 幾千登世多津岐毛知奴深山木乃數乎尽志天伐留々曾宇志」と

同行した岡本へ色紙にして残している（川端 2002 b）。また岸田（1921 a、1921 b）は簡略な仏経ヶ岳の垂直植物分布を報告している⁽⁴⁾。

白井の調査をうけて、大正10年10月8日には、内務省より吉野郡役所へ以下の通知がある。

義ニ史蹟名勝天然紀念物調査会委員白井光太郎氏出張調査セル吉野郡内山林中要保存区域ヲ貴県ニ於テ保存法ニ依リ仮指定ヲ為タメ報告書必要ノ趣郡長殿ヨリ白井氏へ御申越アリタル旨同氏ヨリ申聞ラレ候ニ付即謄本及送付候也

大正十年十月八日

内務大臣官房地理課

奈良県吉野郡役所 御中

（筆者注、以下の付箋が貼られている）

支出シ得ル金額ノ限度ヲ參万円トシ□□課長ヨリ談合ノ上更ニ評価ニ就キ県へ照会スルコト

白井の調査報告が吉野郡役所に送付され、指定にあたり買収費用として三万円の予算がたてられて、天然記念物指定への手続きが始まる。

大正10年11月2日には、奈良県内務部長より吉野郡長宛へ、仏経ヶ岳原始林天然記念物指定にあたり、所有者の了解を得るよう吉野郡長に斡旋を依頼する文書がある。

これに対し三国木材株式会社は、大正11年2月6日付で木田川奈良県知事へ答申書を提出し、「天然記念物保存法による伐木を中止するの義は御宥免相成りたく此段及答申候也」と受諾できない回答をよせている。

白井（1922）は、大正10年11月9日に、広島市での講演会において、大台ヶ原と仏経ヶ岳原始林をとりあげて原始林の保護の重要性を講演している。

先刻申しした白川股（ママ）の森林にしても、矢張り全部原生林でありますので、其の中百町歩でも五十町歩でも宜しいが、標本として残して置きますならば。其の村の非常に貴重なる天然記念物であります、後世非常なる価値の出るものであると思います。之を郡あたりでは、どうかして之を保存したいと云ふので、内務省まで持出して來たわけであります、何しろ既に会社が買取つて伐木に従事して居るものでありますから、強制的に之を禁止すると云ふことは、不可能であります。若し其会社が自発的に之を保存すると云ふことになれば宜しいのですが。現今の所では先づ之を買戻すとか云ふやうな方法でも執らなければ、保存是不可能な有様に立至つて居ります。誠に惜む可きものであります。と保存見通しの暗いことを語っている。

これらの経緯については、文化庁資料に、奈良県庁より内務省へ経緯を説明した長文が残されており、以下に引用する（句読点は、筆者が適宜挿入。また天然記念物の用法は「紀」と「記」が混用されている）。

庶第八四八号

大正十三年五月三十一日

吉野郡長 辻本房太郎印

奈良県内務部長斎藤直橋殿

仏経ヶ嶽原生林内務省指定天然紀念物保護ニ関スル件

先ニ内務省ニテハ官報ヲ以テ本郡上北山村仏経ヶ嶽字白川又原生林ニ付頂上部分ニ於テ三百間四方ノ区域ヲ天然紀念物トシテ保護スペク指定相成候処、右区域ヲ明瞭ナラシムル為境界標建設方ニ付調査中ノ処、意外ニモ上北山村奥村助役ヨリ当庁在岸田技手宛別紙ノ通り来信有之候ニ付テハ至急適當ニ御处置ノ上何分ノ御指示相仰度此段及御照会候也

追テ不敢取全村長ニ対シ伐木ノ義差控セシムル様照会致置候ニ付御了知相成度申添ヘ候

(筆者注、奥村書簡の前注)

奥村上北山村助役ヨリ岸田技手宛書翰書中、高木氏トハ仏経ヶ嶽東側面字白川又立木買受ノ上三国株式会社ヲ組織シ伐木中ノ本会社長、又内山晋吉氏ハ三国株式会社白川又伐採事業ノ主任ニ有之

(筆者注、奥村助役書簡)

前略

拝仏経ヶ嶽ヨリ白川又ニ天然紀念物トシテ伐採ヲ差控ヘセシメタル保護樹区域ニ就テ近ク境界標ノ建設迄話ハ進ミ居候処、意外ニモ三国ノ内山晋吉氏一昨日来場致シテノ話ニハ、右残区域ハ今夏伐採スル積リダトノ事申居候、仍チ右保護地トシテ境界線マデ取極ムル準備ヲ致シ居ル旨話置候処、全人モ高木氏ヨリハ何等命令モ聞込ミ次第モ無之、残存区域ハ買収サレタモノトモ政府ハ勝手ニ或ル区域ヲ保護スルトシテ残シ置クヘシト独極メニ致居ルモノトモ判致ツカズ、其辺判明スル様県庁ニ照会サレタシ、然ラサレバ人夫ヲ近ク入山サシテ全部伐採ノ考ト申居候

右ニ付役場モ確タル事ハ存シ不申候ニ付「高木氏ト県又ハ政府トハ如何ナル契約ノ下ニ保護スル事ニ相成居ルモノナリヤ」ニ付大至急ニ御聞カセ相成度候、余リ延引スルト伐採サル、カモ不知候

右取急キ及御照会候也

このように、奥村上北山村助役からの書簡により、三国木材株式会社の伐採計画があることが、吉野郡長を通じて奈良県へ伝えられた。県と高木社長の交渉は、村や伐採事業の内山主任へは詳細に伝わっていなかった。

一、指定年月日

大正十一年十月十二日内務省告示第二七〇号

一、指定ノ地域

吉野郡上北山村仏経ヶ嶽三角点ヨリ、峯通リヲ東北彌山ニ向ツテ直線ニ式百間ヲ距リタル所ヨリ、南東ニ向ツテ直角水平線參百間ノ終点ト、三角点ヨリ南東ニ向ツテ直角水平線參百間ノ終点トヲ結合スル直線以内ノ地域（民有山林六萬坪）

一、指定ニ至ル迄ノ経過概要

大正十年十月二十二日付ヲ以テ堀切内務大臣官房地理課長ヨリ木田川本県知事ニ宛テ書翰ヲ以テ、史蹟名勝天然紀念物調査会委員理学博士白井光太郎氏ノ実査ヲ遂ケラレタル調書ニ基ツキ、吉野山脈原始林ノ保存ハ天然紀念物（植物）ノ保存上必要ナリシテ大区域ヲ保存セントノ計画ナリシモ、会社其他ノ利害関係ニ鑑ミ止ムヲ得サレハ、最大区域ヲ幅二百間長二千間位ニ縮小スルモ不可ナラズトシテ、当庁ニ対シ所有者ノ諒解ヲ得ヘク斡旋方ヲ依嘱セラル、所アリテ適當ナル結果ヲ得ル様ノ意見ヲ求メラレタルコトアリシカハ、當時和田吉野郡長ヲシテ種々折衝ヲ試ミサシムヘク照会ヲ為シタルカ、所有者ハ他府県人ナル関係モ有之、先年大台ヶ原山ニ於テ森林法第十条ニ依リ施業制限ヲ行ヒ、抲伐ヲ為サシムヘク係員出張、伐採木ニ県ノ極印ヲ押捺シタルモ、所有者タル四日市製紙会社ハ極印木ハ勿論他ノ立木モ殆ント全部伐採シ尽サレ（小官今回大台ヶ原登山其实況ヲ目撃シテ一驚ヲ喫シタリ）、然モ其ノ責任ヲ人夫等ニ転嫁シ恬然タリシ事實アリシコトヤ、深山幽谷ニ於テ果シテ適當ノ抲伐ナドヲ行ハレ得ルヤヲ疑惧シ、或ハ所有者ト交渉ヲ重ネ同意ヲ得ルコト能ハサル場合ハ、強制的ニ指定若クハ仮指定ヲ為シ得ルヤ等、郡長ハ会社トノ折衝ヲ回避セントスル意思アルヲ認メタルヲ以テ、本県ハ直接交渉ヲ開始シ再三文書ヲ以テ折衝ヲ重ヌルモ要領ヲ得ス、最後ニ左記答申書有之

天然紀念物保存ニ關シ御照会答申書

教第七六二一号ヲ以テ天然紀念物保存ニ關スル件ニ付、弊会社ノ意見御照会相成候処、奈良県吉野郡上北山村大字白川小字白川又山第一四一三番地面積參百八十町歩（實質反別約三千町歩モアルヘシト小官ハ聞ケリ）ノ内、仏経ヶ嶽ニ於ケル其東側山麓ヨリ山頂ニ至ル原始林面積式百〇八町強ノ内、弊会社所有ニ係ル箇所並ニ同所仏生ヶ嶽東側九合目ニ於ケルたうひノ純林約拾町歩ノ内中央以下、弊会社ノ所有ニ關ル箇所ニ存在ノ立木ハ、其筋ニ於テ保存ノ必要ヲ望ムレ候趣ニテ、御説示ノ保存理由詳細（注保存理由ハ後記ス）拝承仕候得共、何分右立木ハ弊会社ニ於テ一定年限（注二十ヶ年間）内ニ伐採搬出ノ条件ニテ、代金五十五万五千円ヲ以テ購入シ、之ニ運搬道路ノ敷設、製材工場ノ設備、製品運搬ノ軌道等ニ約壹百參拾余万円ヲ投資致シ、多数ノ株主ヨリ成ル株式組織ノ許ニ經營セル事業目的ノ一部ニシテ、此部分ノ材積ヲ失フ事ハ弊社ノ存在上多大ノ打撃ヲ受クルノ結果ニ立チ至ル可如之、右箇所ノ立木ハ去ル大正十年七月伐採請負人ニ伐採

受渡ノ契約済ニ係リ、既ニ幾部分ハ伐採致居候様ノ次第二有之旁々以テ其筋ノ御希望ニ添無候次第二付、何分右ノ情状御酌量ヲ垂レ天然紀念物保存法ニヨリ伐木ヲ中止スルノ義ハ御宥免相成度此段及答申候也

大正十一年二月六日

大阪市西区幸町通五丁目

三国木材株式会社

社長高木道之助

奈良県知事本田川奎彦殿

折衝に消極的な和田常太吉野郡長に対し、先に森林法第十条による大台ヶ原トウヒ林保護が機能しなかった先例に鑑み、県は指定に積極的であった。しかし、三国木材株式会社の答申書は指定を拒否するものであった。

右答申書ハ二月二十七日当庁ニ受理シタリ、然ルニ翌三月七日発第四六号ヲ以テ堀切地理課長ヨリ知事宛照会有之

一、幅百二十五間長二千五百間ノ地域中地盤ト立木ト所有者ヲ異ニスル部分ハ各別ニ其ノ地籍価格ヲ明ニスルコト

一、地盤立木トモ同一所有者ニ属スル部分ハ其ノ価格ハ之ヲ別チ地籍ハ一ニスルコト評価ハ適當ナル林業技師等ノ意見ヲ聞シテ之ヲ為スコト

支出金額ノ最高限リ参万円トス随テ若シ此ノ範囲内ニテ前記以上ニ幅ヲ広メテ買収スルコトヲ得ハ保存上更ニ可ナルヲ以テ其辯機宜交渉ノ方法ヲ講セラレタキコト

答申書から内務省地理課長の照会までの事情については詳細不明である。

以下に、折衝中も指定予定地の伐採の危険があり、上北山村の実力者岩本武助の交渉により、とりあえず指定地の伐採は中止されたとある。

等ノ要領ヲ以テ郡長及岸田技師ヲ召喚ノ上詳細聴取セラレタル結果、左ノ如キ要点ヲ内務省地理課長へ回答シタリ

即指定予定区域ノ土地ハ上北山村有ニ属セルヲ以テ買収ハ容易ナルヘリ、場合ニ依レハ寄付セシメ得ヘク被存モ、立木ハ大部分三国木材株式会社ノ所有タル関係上参万円ニテ本省希望ノ地域ハ買収ニ応スルノ色ナリ、所有者ニ於テハ当初別紙計算ノ如ク百町歩七万五千円ノ価格ヲ主張シ、当庁ハ八百町歩参万円トシテ買収申込シモ之ニ応セス、結局所有者ハ百町歩六万円ニテ譲歩シ、且面積ノ増加ニ付テハ此ノ比率ニ依ルヘキコトヲ談合シタル旨、左ノ計算書ヲ添ヘ地理課長へ回答セリ

白川又総投資金

- | | |
|---------|----------|
| 一、金參拾萬円 | 北山索道払込 |
| 一、金拾五萬円 | 白川又索道建設費 |
| 一、金四拾萬円 | 山内工場建設費 |

一、金參拾萬円 山内軌道、ヤエン、木馬道建設費

一、金五拾五萬五千円 山立木伐

一、金參拾五萬円 金利

合計金武百〇五万五千円也

山林面積 台帳面積三〇八〇町歩、実測面積三、〇〇〇町歩

一、三千町歩 百町歩投資金

一、金六万八千五百円也 即面積三十分ノ一

一、金六千八百五拾円也 売割利益金 全上

計金七萬五千三百五拾円

之ニ対シ内務当局ヨリ決定的ノ回示無之間ニ一面頻リニ伐採ヲ行ハル、ヤノ風聞有之シニ依リ、吉野郡吏員ヲ急派シ買収区域ヲ判然セシムル為杭ヲ建ツル事、全上区域内ノ樹木伐採ヲ中止セシムル事及如上ノ二項ハ岩本武助氏ヨリ高木三国木材株式会社長ニ交渉、現場員ノ諒解ヲ得ヘク努力セリ、全年五月二十七日付発第四六号ノ内ヲ以、六月二日東京出発史蹟名勝天然紀念物調査会考查員吉井義次並ニ本省嘱託永見健一両氏來県、地域及価格調査ノ為上北山村原始林所在地仏経ヶ嶽へ出張、当庁ヨリ上谷林業技師吉野郡技手岸田英夫氏ノ一行四人更ニ実地踏査ノ結果、全年七月四日発第四六号ノ内ヲ以テ堀切地理課長ヨリ本県知事宛ニ、義ノ予定地域ハ之ヲ見合セ左ノ地域ヲ指定スヘキ見込ナリトシテ当庁ノ意見ヲ求メラレタリ

上北山村山林ノ内

仏経ヶ嶽三角点ヨリ峯通り東北瀧山ニ向テ二百間ヲ距リタル所ヨリ南東ニ向テ直角水平線參百間ノ終点トヲ三角点ヨリ南東ニ向テ直角水平線參百間ノ終点トヲ結合スル直線以内ノ区域（即チ現指定ノ区域ナリ）

内二百間通りハ地盤立木トモ上北山村有百間通りハ地盤ハ上北山有ニシテ立木ハ三国木材株式会社所有ト云フ

追テ右地域中木材会社所有ノ部分ハ指定後買収ノ予定ニ付価格ニ関シ更ニ会社ト交渉上御申越相成度トアリ

之ニ対シテ当庁ニ於テモ既ニ本省専門家ノ調査モ済ミタルモノナレハ、長官ヨリ異存ナキ旨地理課長へ回答セラレシト共ニ、七月十日教第四六三四号ノ内ヲ以吉野郡長ニ対シ本省ノ要旨ヲ移牒シ指定見込地域外ノ立木ハ伐採スルモ差支ナキ旨郡長ヲ通シ所有者ニ通知シ、且指定後ニ買収ノ予定ニ付価格申出テシメラレ度ト附記シ、郡長ノ回答ヲ求メタルニ何等正式ニ今日迄回答ナク、然ルニ突然指定区域内ノ伐採ヲ行ハレントスル旨郡長ノ報告ニ接セル次第ナリ、経過ノ大要ハ如上ノ通ニ付、史蹟名勝天然紀念物ノ事務ヲ執掌セル關係上実地踏査ノ必要ヲ認メ急遽御指揮ヲ仰キ視察ヲ為シタルモノナリ

天然記念物に指定後に買収交渉を行なうことになり、県は郡長にその報告を求めている。し

かし、県へは天然記念物指定後も都長からは回答が無く、突然に伐採の計画の報告を受けたとしている。以下にその現状視察の報告がある。

一、保存ヲ要スル理由

(筆者、省略)

一、現状視察ノ状況（大正十三年七月一日）

史蹟名勝天然記念物保存法ニ依リ指定セラレタル地域ハ既ニ上記ノ通六萬坪ナルカ、現状ノ一斑ヲ視察ヲ目的トシタル為曰子モ余裕ナリ又測量器具機械等ヲ携行セサリシ為ニ正確且精密ニ其ノ指定区域ノ境界ハ之ヲ知ルニ由ナカリシカ、目測スル所ニ依レハ其ノ巾員ハ二百間現存セルヤ疑問ナリ、其ノ長サハ方向ニ於テ或ハ指定地域ト相違セルモノアルヤモ難計モ、保存ノ目的並要求ヲ満タシ得ヘキ原始林（各種ノ高山植物ヲ包含セル最モ適當ナル林相）ヲ残存セルヲ以テ、三国木材株式会社現物（場？）製材所支配人タル内山晋吉ニ対シ絶対現状以上ニ斧鉄ヲ加ヘシメサラシコトヲ命シタリ、隨テ地図上ニ於テ定メタル指定地域ハ実地ニ就キ其区域ヲ査定スルニ困難ナル箇所モ有之ヘリ、亦一見指定地域ヲ何人ニモ直チニ知ラシメ得ルニハ山ノ尾伝ヒ（山ノ背通り）ト渓谷等ヲ境界トナストキハ頗ル便宜ニシテ、且管理監督上好都合ナリト信スルヲ以テ、実測ノ結果万一指定地域内ノ立木カ伐採セラレ居レリトセハ、機宜ノ方法トシテ指定地域ノ変更ヲ策シ本省へ申請スルノ余儀ナキニ立到ルヘシト思考致候、就レニスルモ速ニ実測ヲ為シ境界ヲ査定スルニ□レハ買収又ハ補償等ノ問題モ解決ヲ告クルコト能ハサルヲ以テ適宜ノ林業技師急派ヲ要望ス

仏経ヶ嶽頂上ニ立チテ千古斧鉄ノ実ヲ知ラサリシ一大原始林モ、九牛ノ一毛ヲ残スノ外悉皆伐採セラレ、前掲ノ各種ノ天然記念物モ一木ヲモ剥サス可惜見ル影モナキ慘状ヲ呈シ、大台ヶ原山頂ト云ヒ亦此ノ仏経ヶ嶽ト云ヒ恰モ関東大震火災後ノ罹災地ノ如キ觀ヲ呈シ、今更ナカラ産業ノ発展、交通機関ノ四通發達等物質文明ノ施設ト史蹟天然記念物ノ保存即チ精神的文化トハ併行両立セシムルコト至難ナルヘク、否寧ロ物質文明ハ史蹟天然記念物ノ破壊（壞？）堙滅ニ導クト云フモ敢テ過言ニアラサルヲ痛切ニ感シ、将来斯ル生キタル会社教化ノ好訓育陶冶ノ資料ノ堙滅ヲ防止スヘク、県費予算モ相当ニ計上要求ノ緊切ナルヲ認ム、殊ニ本県ハ史蹟天然記念物ニ富メル全国ニ多ク其比伝ヲ見サル所アルニ於テ層一層斯種施設ニ最善ノ努力ヲ致サ、ルヘカラスト確信スルモノナリ

要之仏経ヶ嶽原始林ノ保存施設ハ焦眉ノ急ニ迫り居レハ、速ニ実測境界査定ニ着手スヘク適當ノ技術員ヲ急派シ、図上ニ於テ指定セラレタル地域ト更ニ一步ヲ進メ指定地域ニ闊セス最モ優良ナル且實際保存上管理監督ノ便宜ナル地域、例へハ山ノ尾通りト渓谷ト分水嶺等一見識別シ易キ實際ノ地形ニ応シタル地域トヲ測量シ、場合ニ依レハ指定地ノ変更ヲ為ス等機宜ノ方策ヲ講スルモ亦可ナルヘシ、而シテ一面ニハ立木數石数（材積）ヲ測定調査シ立木買収価格ノ算出基礎ヲ定メ前掲ノ三国木材株式会社ノ提出ニ係ル事業費建設費（内金利ノ三五万円及北山索道払込ノ三〇万円ヲ除キタルモノ）ヲ積算シ總買収価格ヲ評

かし、県へは天然記念物指定後も郡長からは回答が無く、突然に伐採の計画の報告を受けたとしている。以下にその現状視察の報告がある。

一、保存ヲ要スル理由

(筆者、省略)

一、現状視察ノ状況（大正十三年七月一日）

史蹟名勝天然記念物保存法ニ依リ指定セラレタル地域ハ既ニ上記ノ通六萬坪ナルカ、現状ノ一斑ヲ視察ヲ目的トシタル為曰子モ余裕ナリ又測量器具機械等ヲ携行セサリシ為ニ正確且精密ニ其ノ指定区域ノ境界ハ之ヲ知ルニ由ナカリシカ、目測スル所ニ依レハ其ノ巾員ハ二百間現存セルヤ疑問ナリ、其ノ長サハ方向ニ於テ或ハ指定地域ト相違セルモノアルヤモ難計モ、保存ノ目的並要求ヲ満タシ得ヘキ原始林（各種ノ高山植物ヲ包含セル最モ適當ナル林相）ヲ残存セルヲ以テ、三国木材株式会社現物（場？）製材所支配人タル内山晋吉ニ対シ絶対現状以上ニ斧鉄ヲ加ヘシメサラシコトヲ命シタリ、隨テ地図上ニ於テ定メタル指定地域ハ実地ニ就キ其区域ヲ査定スルニ困難ナル箇所モ有之ヘリ、亦一見指定地域ヲ何人ニモ直チニ知ラシメ得ルニハ山ノ尾伝ヒ（山ノ背通り）ト渓谷等ヲ境界トナストキハ頗ル便宜ニシテ、且管理監督上好都合ナリト信スルヲ以テ、実測ノ結果万一指定地域内ノ立木カ伐採セラレ居レリトセハ、機宜ノ方法トシテ指定地域ノ変更ヲ策シ本省へ申請スルノ余儀ナキニ立到ルヘシト思考致候、就レニスルモ速ニ実測ヲ為シ境界ヲ査定スルニ□レハ買収又ハ補償等ノ問題モ解決ヲ告クルコト能ハサルヲ以テ適宜ノ林業技師急派ヲ要望ス

仏経ヶ嶽頂上ニ立チテ千古斧鉄ノ実ヲ知ラサリシ一大原始林モ、九牛ノ一毛ヲ残スノ外悉皆伐採セラレ、前掲ノ各種ノ天然記念物モ一木ヲモ剩サス可惜見ル影モナキ慘状ヲ呈シ、大台ヶ原山頂ト云ヒ亦此ノ仏経ヶ嶽ト云ヒ恰モ関東大震火災後ノ罹災地ノ如キ觀ヲ呈シ、今更ナカラ産業ノ発展、交通機関ノ四通發達等物質文明ノ施設ト史蹟天然記念物ノ保存即チ精神的文化トハ併行両立セシムルコト至難ナルヘク、否寧ロ物質文明ハ史蹟天然記念物ノ破壊（壞？）埋滅ニ導クト云フモ敢テ過言ニアラサルヲ痛切ニ感シ、将来斯ル生キタル会社教化ノ好訓育陶冶ノ資料ノ埋滅ヲ防止スヘク、県費予算モ相当ニ計上要求ノ緊切ナルヲ認ム、殊ニ本県ハ史蹟天然記念物ニ富メ爾全国ニ多ク其比伝ヲ見サル所アルニ於テ層一層斯種施設ニ最善ノ努力ヲ致サ、ルヘカラスト確信スルモノナリ

要之仏経ヶ嶽原始林ノ保存施設ハ焦眉ノ急ニ迫リ居レハ、速ニ実測境界査定ニ着手スヘク適當ノ技術員ヲ急派シ、図上ニ於テ指定セラレタル地域ト更ニ一步ヲ進メ指定地域ニ関セス最モ優良ナル且實際保存上管理監督ノ便宜ナル地域、例ヘハ山ノ尾通りト渓谷ト分水嶺等一見識別シ易キ實際ノ地形ニ應シタル地域トヲ測量シ、場合ニ依レハ指定地ノ変更ヲ為ス等機宜ノ方策ヲ講スルモ亦可ナルヘシ、而シテ一面ニハ立木數石数（材積）ヲ測定調査シ立木買収価格ノ算出基礎ヲ定メ前掲ノ三国木材株式会社ノ提出ニ係ル事業費建設費（内金利ノ三五万円及北山索道払込ノ三〇万円ヲ除キタルモノ）ヲ積算シ總買収価格ヲ評

定セハ会社トノ交渉モ或ハ纏マリ得ヘシト信ス、本省ニ於テモ曩ニ買収スヘキ旨照会ノ次第モ有リタルヲ以テ、之レカ所要経費ヲ史蹟保存費ヨリ配布方ヲ要求セハ應セラルヘキハ信シテ疑ハサル所ナリ、幸ニ之レカ準備行為ノ測量費及雜費等ハ曩ニ本年度へ事業繰越ノ許可指令相成タル平城宮址此新規拡張ノ保存施設工事費中監督費ニ於テ約三百円内外ノ余剰ヲ生スヘキ見込モ有之、万一不足ヲ告クル場合ハ県費史蹟勝地調査保存費ヨリ繰替支弁ヲ為シ、一方國費ノ要求ヲ為スニ於テハ大体本年度ニ於テ相当ノ解決ヲ見ルヲ得ベキカト相認メ候

奈良県庁からの経緯説明から判明するように、仏経ヶ岳原始林は所有者の同意を得ぬまま大正11年10月11日付で天然記念物に指定された。買収は指定後に行なう予定であった。しかし、県庁からの経緯説明にあるように、和田常太吉野郡長からはその後の報告はなかった。

さらに指定区域は現場の地形に対応したものでなく、直線で囲んだ方形という非現実的なものであった。仏経ヶ岳原始林は、三国木材株式会社の伐採に対し、原始林の保護を目的として火急かつ拙速な対応で指定してしまったようである。三国木材側は指定を拒否したにもかかわらず、上北山村の実力者岩本武助の斡旋に一度は伐採を中止したようである。三国木材は上北山村より立木のみを買収しており、土地は上北山村の所有であることも背景にあるのだろうか。

大正13年に天然記念物指定地で伐採が行なわれる予定が告げられ、急遽奈良県庁は内務省にその対応を仰いでいる。内務省では、三国木材株式会社に対する罰則を検討したようである。文化庁資料には過去の例を調査した資料が残っている。しかし、確たる所有者の同意を得ておらず、原始林の買収問題もうやむやになっており、三国木材に対する罰則は不可能であった。文化庁資料には、その後の内務省、奈良県庁の対応が残されていない。

仏経ヶ岳原始林の伐採問題が解決したのは、子息の高木道之介氏（先代と同名）の理解を得られたからである。前述した奈良県公文書（1928）にその経緯が残されている。

史蹟名勝天然紀念物調査保存功労者取調ノ件（高木道之介氏の部分を引用）

三重県北牟婁郡尾鷲町大字南浦二〇四番地

高木道之介

一、性行 善良

二、経歴 目下三国木材株式会社取締役社長ニシテ全名ノ父カ全社ノ社長時代奈良県吉野郡上北山村大字白川又所在ノ全村有林立木ヲ会社ニ買収シ製材販売事業經營中仏経ヶ岳原始林ハ代表的ノモノナリシトシテ史蹟名勝天然紀念物保存法ニ依リ指定セラル、事トナリ当初之ヲ国有トシテ買収スヘク計画セラレタル所、或ル事情ノ為之カ实行困難トナリタリ其後仏経ヶ岳原始林ハ学術研究上時又天然紀念物トシテ無ニノ価値アルモノトセラル、關係上當利会社ノ利害關係ヲ顧慮シ全氏ハ会社ヨリ之ヲ買収シ個人ノ所有ニ移シテ以テ国家、及学術研究上ノ資料トシテ貴重ナルモノトセハ之ヲ寄附

シ進ンテ保存ノ途ヲ講セントシ既ニ寄附□納願ヲ奈良県ニ提出シテ之ヲ永久ニ保存保護セントスル美挙ニ出テタル篤志家ナリ

信望 深シ

三、事績 前記経歴ニ於テ述へタル如ク篤志家ニシテ目下三国木材株式会社取締役社長ナルカ金一万五百円ノ私財ヲ投シテ会社ヨリ前記天然紀念物原始林ヲ買収シテ之ヲ國家ニ寄附ヲ申出テ進ンテ右保存ノ実ヲノヘク努力シタル稀ニ見ル保存事業ノ篤志家トシテ推挙スヘキ人物ナリ

四、其他 参考トナルヘキ事項ナシ

仏経ヶ岳原始林もオオヤマレンゲと同じく所有者の次世代時代になり、自然保護への理解が得られ、保存への道が開かれたのである。

後年、岸田（1937）は

八経ヶ岳（仏経ヶ岳とあるは誤り）⁽⁵⁾東側の原始林は前記の如く河合部落（吉野郡上北山村）の部落有林である。之を相当広く保存せんとしたが、前記の如く醜い同僚の背信行為やその他諸種の障害で予期の目的が達成せられなかつたので、せめて最高所たる八経ヶ岳直下の垂直的植物景観を保存するため麓より頂上に到る細長い地域の保存を策した。されどこの実現は中々至難であつたが、漸くのことでの高さ及横幅各三百間の地域が大正十一年十月本省より御指定を得て保存し得ることとなつたが、麓の方は既に買主に伐採されてをつて如何とも致し様がなかつた。

と語っている。

5 結び

自然保護を目的とした天然記念物制度であるが、その保存には何よりも所有者の理解が必要であり、このことは現在でも変わらない。奈良県初期の天然記念物二例にみられるように、指定には所有者の理解が必要であった。同時期に天然記念物指定申請がなされていた仏生ヶ岳トウヒ林は、三国木材株式会社の同意が得られず、指定までには至らなかった。

仏経ヶ岳原始林は、白井の調査報告以来調査がなされていない。現在では、白井の報告は学術的な貴重さが充分に伝わってこない。当時大峯山系も奥地まで開発がすすみ、原始林がつぎつぎに伐採させていた。大正5年吉野保勝会における白井の講演に影響をうけた岸田は、この開発から原始林を保存することに意を注いだ。岸田にとって斧鉄の入らない森を残すことが最重要課題であったのである。だが岸田の意思は、同僚の林業技師たちや郡長に理解されなかつた。後年に岸田は大台ヶ原や仏経ヶ岳などにおける伐採を直截な表現でその不満を語っている。

沼田が総括して指摘したように、岸田の原始林保護（保存）活動は、学術的に系統だったものとはいえない。しかし、仮に学術的に系統だったものとしても、所有者の同意を得ることなしには保存は不可能であつただろう。

仏経ヶ岳原始林は三国木材株式会社の確かな同意を得ず指定されたことにより、伐採の危険にさらされることになった。幸い子息の高木道之介氏の理解協力を得ることができ、伐採問題は解決を得られた。

天然記念物指定への申請は各府県より個別になされている。各府県より個別になされた天然記念物申請が、沼田が指摘したように、日本の植生の特徴を系統的に網羅していないことは事実であろう。それは当時の学問水準がなさしめたものであり、各府県の調査委員の学問的な水準にも左右されたのである。申請が恣意的であったとは、その時代の文脈に即して考慮すれば、断言できないのではなかろうか。

初期の奈良県天然記念物指定に、所有者と自然保護への理解の関係を検証してみた。

この検証にあたり文化庁資料は篠田真理子氏より提供いただいた。お礼を申し上げます。

注

- (1) 岸田は大正12年5月4日史蹟勝地調査会書記に就任している。委員として実務の期間は短かったと思われる。また、後年に岡本の推薦をうけ再度地方委員(このときには名称が変わり、奈良県史蹟名勝天然記念物調査会)に就いている。その期間については調査中である。
- (2) 岸田は「故岡本勇治氏を想ふ」の一文を『大和植物志』にも転載している。
- (3) 前鬼のシシンランについては、畔田伴存(翠山)『和州吉野郡中物産志』に「紫真蘭 ヒラキラン 前鬼山樹上に多し、四時葉あり。」とあり、これが初見であろう。鈴木静穂(1917)は大正4年の大和アルプス踏破行をもとにした「大和アルプスの植物」に記載している。『大和植物志』には「シシンラン、前鬼坂(9/VIII'21、岡本)」の記録がある。大正10年8月12日の大阪朝日新聞大和版には「吉野山中の史蹟名所天然物調査の為、三日県より出張の調査員岡本勇治氏は吉野郡役所の岸田英夫、県立農林教諭斎藤和雄氏と共に天川村に赴き川合に一泊、四日より大峰山系を探り、七日前鬼を経て大台方面に向った(後略)」とある。記録はこの調査行で採集したものである。
- (4) 同20日の記事には「史蹟名勝天然記念物====調査総会====」の記事があり、18日に県庁広堂において総会が開かれて「左の各案を附議せり(奈良)」とある。植物関係は「宇陀郡室生山「イヨクシャクシダ」自生地調査報告(岡本勇治)(中略) ▲天然記念物 (一) 大台ヶ原「トガサハラ」(筆者注、記者の誤謬)原生林、(二) 仮生ヶ嶽「タウヒ」原生林、(三) 下北山村村前鬼「シ・ンラン」の天生せる諸樹林、(四) 仏経ヶ嶽「オホヤマレンゲ」の群生地、(五) 稲迦ヶ嶽線ノ鼻附近「コウヤマキ」の天然林、(六) 行者ヶ嶽絶頂「石楠花」の天生せる大集団、(七) 大天井ヶ嶽より玉置山に至峰通左右へ各々三百間の細長き天然林(第四の「オホヤマレンゲ」第六の「石楠花」は本項の地域に包含す、(八) 仏経ヶ嶽、自山麓至山頂の三帯植物の分布、(筆者注、暖)帶カシ類、温帶ブナ、寒帶シラベ樹」の八件が案として付議されている。これらのうち何件の指定申請がなされたかは不明である。
- (5) 岸田自身は調査報告を作成していない。奈良県立農林学校林学科を卒業し林業技手として奉職していた岸田は植物分類学に精通していたわけではない。そのため調査報告には、自井や岡本の助力を必要としていた。
- (6) 仏経ヶ岳はいくつかの名称があり、岸田の誤解である。

参考文献

- 大沢雅彦(1998).天然記念物・天然保護区域 沼田真編『自然保護ハンドブック』朝倉書店
岡本勇治(1937→1997)『大和植物志』覆刻版 大和精版印刷

- 川端一弘・篠田真理子(2001).——大正期の森林伐採と自然保護思想の嚆矢——四日市製紙による大台ヶ原トウヒ林伐採について『生物学史研究』68 日本科学史学会生物学史分科会
- (2002a).四日市製紙による大台ヶ原トウヒ林伐採について、補足『生物学史研究』70 日本科学史学会生物学史分科会
- (2002b).奈良県植物研究年譜『奈良植物研究』24・25 奈良植物研究会
- 岸田日出男(1921a).仏経ヶ嶽に於ける植物分布状態『史蹟名勝天然紀念物』4 (10)
(1921b).仏経ヶ嶽に於ける植物の分布『奈良県教育』110
- (1933a).故岡本勇治氏を想ふ『山上』1 (4) : 1-5 奈良山岳会
- (1933b).吉野郡山の大恩人たる故白井光太郎先生を憶ふ『山嶽』6 大和山岳会
(1937).栄誉ある表彰を授受して『史蹟名勝天然紀念物』12
- 北川 尚史(1990).奈良県植物研究史『奈良県史2動物・植物』名著出版
- 北村 四郎(1983).地錦抄附録解説『地錦抄附録』八坂書房
- 品川 義(1976).天然記念物『自然保護ハンドブック』東京大学出版部
- 篠田真理子(1999).開発と保存——戦前期の史蹟名勝天然紀念物制度の場合——『ライブラリ相関社会科学6 環境と歴史』新世社
- (2000).学術的意義と地域性との隘路『生物学史研究』65 日本科学史学会生物学史分科会
- 白井光太郎(1896).駿遠和紀採集植物ノ記『植物学雑誌』10 (110)
(1907).大和吉野より大台原山、糸迦岳、瀧山、山上岳を経て再び吉野に出づる記『山岳』2 (2)
(1921).奈良県吉野郡に於ける天然紀念物中植物に就て『史蹟名勝天然紀念物』4 (11)
(1922).国設公園と植物『史蹟名勝天然紀念物』5 (6)
(1928).おほやまれんげに就て『史蹟名勝天然紀念物』3 (3)
(1929).オホヤマレンゲ自生地『天然紀念物調査報告』植物之部9 内務省
(1933).『樹木和名考』内田老鶴園
- 鈴木 静穂(1917).「大和アルプスの植物」『吉野群峯』積精堂
- 沼田 真(1976).自然保護の生態学的諸問題『自然保護ハンドブック』東京大学出版部
(1994).『自然保護という思想』岩波書店
- 吉岡 邦二(1976).植生保護上の意見『自然保護ハンドブック』東京大学出版部
- 下市町史編纂委員会(1958).人物編・永田藤兵衛『大和下市史』
- 奈良県公文書(1925).石川県・天然紀念物保護ニ關スル件照会『自大正九年至大正十二年史蹟名勝天然紀念物一件』
(1928).史蹟名勝天然紀念物調査保存功労者取調ノ件『昭和三年乙名勝旧蹟一件』
(1930).『昭和五年社寺兵事課乙名勝旧蹟一件』
- 花境地錦抄・東洋文庫版(1976) 平凡社
- 地錦抄附録・享保十八年版
・生活の古典双書版(1983) 八坂書房
- 和州吉野郡中物産志、『和州吉野郡群山記』所収(1998) 東海大学出版部